

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 開成町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
3,396	—	268	3,664

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	7,669	7,382	287	276	—	4,651	
給食事業特別会計	79	78	1	1	—	—	
一般会計等	7,748	7,460	288	277	—	4,651	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	189	183	5	521	3	1,145	56	法適用企業
下水道事業特別会計	801	787	13	13	254	3,547	2,423	
国民健康保険特別会計	1,422	1,345	77	77	149	—	—	
介護保険事業特別会計	628	610	18	18	106	—	—	
老人保健医療事業特別会計	10	0	10	10	0	—	—	
介護予防サービス事業特別会計	10	10	0	0	8	—	—	
足柄上郡介護認定審査会特別会計	25	25	0	0	—	—	—	
後期高齢者医療事業特別会計	117	108	9	9	13	—	—	
公営企業会計等 計				648				

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
南足柄市外五ヶ市町組合	26	16	11	11	—	—	—	
南足柄市外二ヶ市町組合	28	18	10	10	—	—	—	
南足柄市外四ヶ市町組合	1	0	1	1	—	—	—	
南足柄市・山北町・開成町一部事務組合	3	2	1	1	1	—	—	
松田町外三ヶ町組合	12	1	12	12	—	—	—	
松田町外二ヶ町組合	17	12	5	5	—	—	—	
足柄消防組合	1,952	1,888	64	64	27	212	24	
足柄上衛生組合	220	196	24	24	17	—	—	
足柄西部清掃組合	563	511	52	52	—	—	—	
神奈川県市町村職員退職手当組合	5,946	5,760	186	186	850	—	—	
神奈川県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	2,409	2,048	361	361	18	—	—	
神奈川県後期高齢者医療広域連合(事業会計)	571,118	555,628	15,490	15,490	8,019	—	—	
一部事務組合等 計				16,217		212	24	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
開成町土地開発公社	0	14	5	—	—	285	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			5	—	—	285	—	—	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	367	318	△ 49
減債基金	67	13	△ 54
その他充当可能基金	643	172	△ 471
充当可能基金 計	1,078	503	△ 575

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	—	—	—	15.00	20.00	水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	20.00	40.00	水道事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	14.1	12.6	△ 1.5	25.0	35.0	下水道事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	65.1	105.4	40.3	350.0					
財政力指数	1.05	1.10	0.1						
経常収支比率	80.5	80.3	△ 0.2						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」が算定される場合は、負数(△)で表示している。  
 2. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 3. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。